

# 「地方団体のための新税」協議書

(A NEW TAX FOR LOCAL GOVERNMENT, A CONSULTATION PAPER)

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 033 (AUG. 9, 1991)

## まえがき

(「地方団体のための新税」協議書 本文)

## 概 要

## はじめに

## 要 約

第1章	序論
第2章	新カウンスル税
第3章	低所得者
第4章	ビジネス・レイト
第5章	その他の地方財源
第6章	新国庫補助制度
第7章	地方団体の支出と課税の制限
第8章	新制度の導入
第9章	スコットランドとウェールズ
第10章	実施時期
第11章	終りに

付属資料A パーソナル・コミュニティー・チャージの免除

付属資料B 居住者のいない家屋のうち、スタンダード・  
コミュニティー・チャージの2倍の税率を適用  
されないもの

財団法人 自治体国際化協会

(ロンドン事務所)

英國の地方税は、イギリス人にとっては、絶対に一税目でないといけないようだ。

英國では、長い間、居住用・非居住用を問わず、全ての建物に課税されるレイトが唯一の地方税であったが、1989年にスコットランドで、また、1990年からイングランドとウェールズで居住用レイトが廃止され、それに代わってコミュニティー・チャージ（通称ポール・タックス）が導入された。その際、事務所や商店等の非居住用建物に課税されるビジネス・レイトは残ったが、国の定める一定税率で課税され、税収がいったん国にプールされた後、地方団体に成人数に応じて還元される譲与税に変質した。（この間の経緯については、クレアレポート20号『英國地方税財政の改革について』を参照されたい）

このポール・タックスの評判は極めて悪く、昨年11月の英國保守党の党首選挙で、ついにサッチャー首相は辞任させられた。

ポール・タックスは、資産には関係なく成人1人につき一定額が課税される人頭税である。地方団体の経費は、地域住民に広く負担させようという考え方からレイトに代えて導入されたが、資産家は資産に係る税金を払う必要が無くなり、一方、非課税の範囲が極めて限られていたので、ほとんどの人が、年間300～500ポンドの税金を負担することとなった。これだけ大改革をすれば、猛烈な反対が起こるのは誰が考えても当然といえよう。せめてレイトとポール・タックスの複数税制にして激変を緩和する方策が講じられなかつたのかと税制の直接の責任者に聞いたことがある。返ってきた答えは、『英國では地方税は一つでも余分と考えられている。二税目を導入したら、与党の政治家が次の選挙で負けてしまう』ということであった。

今年3月19日に行われた大蔵大臣の予算演説で、1991年度の措置として、ポール・タックスを軽減するため、国庫補助金を増額することが明らかにされた。引き続き、3月21日の環境大臣の国会演説の中で、1993年以降に、ポール・タックスに代えて、資産価値と成人数を基礎にした新しい地方税を導入することが明らかにされた。その際、詳細な協議の基礎とするため、別途協議書が作成されることが発表された。

4月末に、この公約の下に出されたのが本協議書である。

この中で、ポール・タックスに代えてカウンスル税 (council tax)が導入されることが明らかにされた。

政府がポール・タックスを廃止すると表明した後も、サッチャー前首相の影響力がなお強いため、ポール・タックスの特徴を新税から消し去ることは政治的に困難と考えられた。一方では、資産に応じた税であるべきとの声も強かった。かつ、地方税は一税目という伝統を無視できなかった。このような各種の要求を満たす新税はどのようなものか注目の的であった。今回発表されたカウンスル税を見ると、これらの要求が全て見事に満たされている。このように、あらゆる要求を考慮しているため、中途半端な税との批判を免れない面もあるようである。

本協議書を読むと、細部にわたる点では多くの疑問が残るもの、ほぼ新税の全貌を把握することができる。さらに、英国政府は、地方税制の改革にとどまらず、地方団体の構造、地方団体の内部管理についても改革しようとしており、イングランドにおける地方団体の構造については、すでに本協議書と同様の協議書が作成され、関係機関等に対して意見が求められている。もし、保守党政府が今後も引き続き存続するすれば、1980年代と同様の大規模な地方制度の改革が実施されることも予想される。このような動向を理解するために、これらの協議書が価値があるものと考えられるので、協議書；『地方団体のための新税』全文を以下に掲載し、ご参考に供することとした。

なお、協議書は、法律に基づいて作成されるものではなく、したがって、協議書を作らないまま法律を作成しても違法ではない。ただ、政府が新しい制度改革について世間に周知させ、あるいは、世間の意見を求めようとする場合に協議書が活用される。特に今回のように意見を求める相手が明らかな場合（県協議会、ディストリクト協議会等地方団体を代表する団体がはっきりしている）、協議書が出されることが多い。反響によっては政策を変更することもあり得るが、どのように配慮するかは政府の自由である。

「地方団体のための新税」協議書  
本文

## 協議書 (consultation paper) ; 『地方団体のための新税』

### 概 要

地方団体のための新税であるカウンスル税 (the council tax)は、次のようなものとなる。

- 1世帯に送付される納税通知書は1通に限られる。
- 税額は資産価値を反映する。また、1世帯に成人が1人の場合には、税額を25%軽減する。
- 納税のための成人の登録は必要としない。
- 資産を厳密に評価する必要はない。あらかじめ資産価値を7段階に区分し、現実の資産評価にあたっては、当該資産がどの区分にあてはまるかの作業のみを行う。
- 税の減免 (rebate) 及び人頭割り減額 (personal discount)を通じて最も貧しい人々を保護する。最低納税額 (minimum contribution) 制度は設けない。
- 学生には人頭割り減額が認められる。
- 課税水準と当該地方団体の支出水準を相関させ、必要な場合にはキャッピングを行う。
- 最高税率を最低税率の2.5倍とすることによって、高額のカウンスル税は支払う必要がないよう保障する。
- 資産価値の一般的、定期的な再評価はしない。
- 新制度への移行中に過度のカウンスル税の増税は避ける。

## 「地方団体のための新税」

### 協議書

#### 目 次

はじめに	1
要 約	2
第1章 序論	5
第2章 新カウンスル税	8
第3章 低所得者	18
第4章 ビジネス・レイト	20
第5章 その他の地方財源	21
第6章 新国庫補助制度	22
第7章 地方団体の支出と課税の制限	24
第8章 新制度の導入	25
第9章 スコットランドとウェールズ	26
第10章 実施時期	27
第11章 終りに	28
付属資料A パーソナル・コミュニティー・チャージの免除	29
付属資料B 居住者のいない家屋のうち、スタンダード・ コミュニティー・チャージの2倍の税率を適用 されないもの	30

## はじめに

1 国会は、地方団体に最も重要な公共サービスの実施をまかせている。この中には、児童教育、社会福祉、公営住宅等が含まれる。これらのサービスの質を向上し、効率的に実施するのは、地方選挙によって選ばれた地方議員の責任である。政府は彼等に対して、課税権を引き続き与えるべきと考えている。

2 しかし、政府は、地方団体の支出のごく一部のみが地方税によって賄われていることも承知している。残りの部分はビジネス・レイト及び国税によって賄われている。レイト廃止前の数年間とコミュニティー・チャージ導入の初年度において、地方税にはあまりにも大きな負担が課された。1990年度には、地方団体の支出の25%は直接地方税に依存していた。

3 最近の予算でこのバランスが変わった。今や、地方団体の支出額の14%のみが地方税によって賄われることとなった。政府はこの水準が、カウンスル税によって維持されるよう提案する。残余は政府補助金に依存することにより、より低い税金を保障し、地方団体が過度の支出をしないようにする。

4 望ましい地方税は、ほとんどの成人を対象とし、簡潔で徵税コストが低く、所帯の構成員が1人の場合は税額が低く、一定の限度内であるが資産価値によって税額が増減する税である。政府の提案しているカウンスル税は、これらの要素を満たしている。

5 政府は、カウンスル税の納税通知書は1世帯に1通とし、かつ、資産価値と当該所帯の成人数を反映することが望ましいと考える。資産価値の評価にあたっては、あらかじめいくつかの価格区分を設定し、課税対象資産がこれらのいずれの価格区分にあてはまるかという方法をとる。最も低い資産価値の家屋の占有者に最も低い税額の納税通知書が行き、もっとも高い資産価値の家屋の占有者にも不合理な高額の税が請求されないようにする。カウンスル税は、各資産に成人2人が住むことを前提としているので、居住者が成人1人の場合には、税が軽減される。

6 この税制によって、公正と簡潔が達成される。レイト及びコミュニティー・チャージで批判のあった側面が解決される。カウンスル税は、また、地方団体の支出と税負担を明確に関連づける。当税は、長期的に維持されるべき国税と地方税のバランスに基づいている。

7 政府はカウンスル税の導入を提案すると共に、一般からのご意見をお待ちしている。

## 要 約

1 当協議書は、政府の提案する新カウンスル税について述べ、この税に対する意見を求めるものである。

### 背 景

2 今年度予算において、大蔵大臣は、地方団体の経常支出に係る国と地方団体の新しい負担割合を設定した。地方税の納税者は、1990年度には地方団体の支出額の25%を負担したが、1991年度には、その負担は14%となる。

3 この新しいバランスは、地方税を軽減することによって、新制度のもとで恒久的に維持される。

### 新カウンスル税

4 要約すると、政府の提案は、次のとおりである。

5 コミュニティー・チャージは、カウンスル税に置き換えられる。カウンスル税は、資産割り要素と人頭割り要素から構成される。その税務管理は簡単なものになる。各世帯は、資産価値と当該資産に居住する成人数に基づいて算定される1通の納税通知書を受けとることとなろう。カウンスル税のための登録は必要としない。

6 居住する成人の数が2人以上の場合には、100%の税額を納めなければならない。成人1人の場合は、パーセンテージ・リダクション (percentage reduction) という人頭割り減額 (personal reduction) が認められる。その率は25%が予定されている。

7 新カウンスル税の納税義務者は当該資産の占有者であり、通常は所帯主がこれに該当する。当該資産に所帯主以外の成人が居住する場合、税をどのように分担するかは、所帯主に任される。

8 それぞれの資産には、資産価格に応じて7区分された税率の一つが適用される。イングランド、スコットランド及びウェールズに所在する全ての家屋やフラットは、当該資産の全国平均値に対する比率に応じて、該当する区分にあてはめられる。各所帯ごとの基本税額は、各資産が属する区分に対応する税額である。人頭割り減額が25%に定められたことに伴い、2人世帯の基本税額は、2分の1が資産割りで、2分の1が人頭割りとなる。価格区分方式 (banding system) によって、定期的ないしは度重なる評価替えの必要がなくなる。

9 同じ価格区分に該当する資産に居住する者は、イングランド、スコットランドあるいはウェールズのいずれの地域に住む場合も、財政支出額が標準的な地方団体にあっては、同じ税額の納税通知書を受けとることとなる。所帯人員が1人の場合は、同じ人頭割り減額が認められる事となる。

10 最高の価格区分に分類される資産に居住する1人所帯は、平均の資産に居住する2人所帯より3分の2だけ多くの税を負担する。最も低い価格区分に属する資産に居住する二人所帯は、平均の3分の2の税を負担する。最も低い価格区分に属する資産と最も高い価格区分に属する資産では、税負担に2.5倍の格差が生じる。

11 未利用資産あるいはセカンドハウスの所有者も、当該資産に係るカウンスル税を納税する義務がある。しかし、その場合は、2人分の人頭割り減額が認められる。

#### 国庫補助金と地方団体の支出額

12 地方団体が標準的なカウンスル税を課税することによって、標準的行政支出が可能となるようにするため、国庫補助金が支払われる。

13 二層制の地方制度を採用している地域にあっては、国庫補助金は各層の地方団体に支払われる。そのような地域の納税通知書には、当該税のうちのいずれの額が県に、いずれの額がディストリクトに支払われるものであるか明示される。

14 地方団体が標準水準以下の支出をしている地域では、カウンスル税は低くなる。地方団体が水準以上の支出をしている地域にあっては、余分な支出額が税に反映される。

15 地方団体の支出や課税は抑制される。政府は、新税のため必要と考える場合には、強力で効果的なキャッピングを発動する。

#### 所得援助等 (income and other reliefs)

16 低所得者には、税の減免 (rebates arrangement)によって、不均衡な新カウンスル税の負担が生じないようにする。減免率は100%まであり、最低負担制度はない。さらに、世帯の二番目の成人が所得助成の対象者である場合、当該世帯は人頭割り減額を受けられる。所得助成の対象者ではないが低所得の成人にも軽減措置が取られる。

17 ある世帯の成人が学生、看護学生、見習い工、若年技能訓練生（Youth Training trainee）であったり、あるいは現在コミュニティー・チャージの減免の対象となっている者である場合には、人頭割り減額が認められる。そのような所帯は、16項の減免の対象にもなる。

18 多くの地方税の納税者は、新税の下では、税負担が軽くなる。しかし、税負担が増加する場合には、過度の増税にならないよう調整が行われる。

#### 時 期

19 新税の導入は、1993年度を予定している。

## 第1章 序論

1. 1 環境省、スコットランド省及びウェールズ省の各大臣は、去る3月21日、地方団体に関する政府見解を発表した。彼等は、いくつかの暫定的な結論について説明すると共に、それらに関するより詳細な協議の基礎とするため、協議書を作成すると述べた。

1. 2 本協議書は、政府の財政に関する提案書である。本書は、必要に応じスコットランドあるいはウェールズについて個別に触れるが、原則としては、グレートブリテン（イングランド、スコットランド及びウェールズを対象とする地域をいう）を対象とする。地方制度の構造、地方団体の内部管理については、別途、協議書が作成される。

### 歴史的背景

1. 3 1989年にスコットランドで、また1990年にイングランドで導入された地方財政の改革は、居住用・非居住用レイトの課税に当たって生じた問題を真剣に解決することを意図していた。

1. 4 旧制度の一番の問題は、次のような色々の要素から派生する責任の欠如であった。

- 地方団体の標準を越える支出を、非居住用レイトでどこまで負担させるか。
- 地方選挙の有権者や地方団体の行政サービスの受益者と、居住用レイトの納税者が一致していないこと
- 標準以上に支出をしている地方団体を補助することにより、当該地方団体の支出に関する納税者の判断を誤らせる国庫補助制度

1. 5 居住用レイトは不公平な税であった。特に、同じ地方団体の区域で、1人でも、大勢の家族でも、同じ価値の資産に居住する者は、同額の税を負担しなければならない点が問題だった。また、観念上の賃貸価格に基づく評価方法を一般に理解してもらうことが困難であり、再評価（5年に一度行うことが予定されていた）によって、税の負担能力が特に増大した訳でなく、あるいは行政サービスが向上した訳でもないのに、税額の激変を生じることも問題であった。

1. 6 コミュニティー・チャージやビジネス・レイトの導入等は、これらの問題の解決を図ろうとするものであった。しかし、世論は、これらの改革を公平なものと認めなかつた。そこで、政府は1990年12月に地方自治構造とその機能及び財政についての見直しを行った。この見直しの中には、コミュニティー・チャージの運用とその変更も含まれていた。

## 見直しに当たっての基本原則

1. 7 住民は地方団体の支出にどのように貢献すべきかを再検討するにあたって、5つの原則を導入した。

- ・ 責任の明確化 (accountability) ……いかなる制度の下でも、地域住民の税負担と地方団体の支出との関連が明確にされなければならない。
- ・ 公正 (fairness) ……いかなる税も社会全体から公正なものと認められなければならない。
- ・ 徴税が容易なこと (ease of collection) ……税の徴収とその強制のための事務は、できる限り容易なものであること。徴税のための経費は、徴税額とバランスの取れたものでなければならない。
- ・ 負担の公平な分担 (an equitable distribution of the burden)……出来るだけ多くの成人がなんらかの貢献をすべきであるという原則は、広く一般に承認されている。
- ・ 拘束力 (restraint)……地方団体の合理的範囲を越える高支出の結果、あるいは、特定の個人や世帯に他の者と不均衡なまで負担をかける結果、当該地方税が極めて高額なものとなるような制度であってはならない。

1. 8 政府は地方団体の財源のうち、国庫負担分と自己財源の比率についても検討した。そして、自己財源部分の割合が大きすぎるとの結論に達した。1991年度予算で大蔵大臣が発表した負担比率は、コミュニティー・チャージの減額 (reduction scheme) 及び社会保障給付 (benefit)を考慮すると、1991年度のグレートブリテンの地方団体では、支出の14%を地方税で負担することを意味する。1990年度では、この比率は25%であった。政府は、この新しいバランスを長期的に維持する決意である。

1. 9 地方団体の全支出を国税によって賄うべきであるとの意見もあった。しかし、政府はこの意見には反対した。地方団体に課税権があることは、国家の課税権を多様化するほか、課税権の裏腹としての責任を地方団体に持たせる意味でも重要である。地方団体に課税権がない場合には、地方団体の行政需要についての国の評価方法はもっと詳細なものとなり、また、地方団体の実支出に対するコントロールも不可欠となろう。地方団体のサービスと税負担との間に直接の目に見える関連がなければ、地方団体は有権者に対する行政責任を持たないであろう。また、行政の効率化の努力も払わないであろう。政府の提案は、地方団体の責任を明確化すると共に、納税者に過度の負担を強いることのないようにするものである。

## 財政提案

1. 10 政府は、可能な限り早急に、コミュニティー・チャージに代えて新地方税を導入することを決定した。新カウンスル税は、資産割りと人頭割りという二つの要素で構成される。同税は、資産価値及びそこに居住する成人数を基礎とするが、各世帯には1通の納税通知書のみを送付する。

1. 11 新カウンスル税は、先に述べられた基本原則を満たすものである。同時に、新制度によって、各世帯に不合理な税負担が生じないよう配慮する。同税では、特定の地域のみが不均衡に多額の税を負担することのないよう配慮する。低所得者に対しても、不均衡に税が過重とならぬよう税の減免制度を導入する。最後に、新税の導入に伴って、税の激変が生じないように配慮する。

1. 12 本協議書の続く各章においては、政府の提案する新カウンスル税、国庫補助金、税の減免等について触れる。

## 第2章 新カウンスル税

2. 1 本章は、新カウンスル税に関する政府提案について述べる。

### 成人数についての配慮

2. 2 新カウンスル税は、各世帯の成人数について考慮する。具体的には、次の二つの方法がある。

- a. 限度を設けるかどうかは別にして、成人数に応じて税額を加算する方法
- b. 人頭割り減額による方法。この場合、カウンスル税の基本税額を決めるにあたって、まず、一世帯あたりの標準的な成人数を定める。そして、当該所帯に居住する実際の成人数が標準的成人数より少ない場合は、当該世帯に係るカウンスル税は、その人数に応じて減額される。

2. 3 上記の減額方法では、1世帯当たりの標準的成人数を決める必要がある。その場合、最もあり得る成人数は2名である（表参照）。

グレートブリテンにおける成人数ごとの世帯数  
と世帯の規模に応じた成人の分布状況

一世帯当たり の成人数	世帯数 (百万)	%	成人数 (百万人)	%
1	7	33	7	18
2	12	54	25	59
3	2	10	7	16
4人以上	0.75	3	3	7

（“Family Expenditure Survey 1987-1989”による。成人とは18才以上の者をいう。）

1世帯当たりの想定成人数を2名にすることによって、人頭割り減額の対象世帯を最小限にとどめる事ができる。もし想定成人数を3名以上にすると、大部分の世帯が人頭割り減額の対象世帯となり、税の執行が複雑になり、多額の経費を要することとなる。2名という想定が成人数に関する配慮という点で最も望ましい。このケースでは考慮の対象にならない成人は極めて少数である。なぜなら、3人目ないし4人目の成人は、約4百万に過ぎないからである。

2. 4 そのため、政府は、1世帯に成人が2人いるという前提にたち、成人が1人の世帯に対し人頭割り減額をする方法がより適当と考える。成人が2人ないし3人以上の世帯は、その資産に対して基本税額を支払う（下記参照）。単身世帯は、納税通知書に明示されている方法によって、人頭割り減額に基づく低い税額を支払う。ある世帯では、2人分の人頭割り減額を認められる（下記参照）。

2. 5 以上の提案によって、グレートブリテンでは、カウンスル税の算定にあたって、38百万人の成人が考慮の対象となる。僅かに4百万人の成人が考慮の対象から除外されるが、その多くは、例えば学生や生活保護者のように、たとえ税額算定の基礎に算入しても、結果的には人頭割り減額（personal discount）の対象となる場合が多い。

#### 成人数の確認とその変更

2. 6 人頭割り減額方法の長所は、納税者がそのための登録をする必要のないことである。各世帯は、成人が2人居住している前提の納税通知書を受けとるが、単身世帯の場合は1人分の人頭割り減額後の税を支払えばよい。当該家屋に誰も居住していない場合、あるいは主たる居住地でない場合は、2人分の人頭割り減額後の税を支払えばよい。課税当局である地方団体は、一定の情報に基づき、独自に変更手続きをとることもある。人頭割り減額についての不正に対しては、厳しい罰則が加えられる。

#### 人頭割り減額の計算

2. 7 1人あたりの人頭割り減額の額は、次のいずれかの額に定めることができる。

- I 各地方団体における成人1人あたりの一定額
- II 各世帯に対するカウンスル税の基本税額に対する一定比率

2. 8 政府は、人頭割り減額の方法としては、各世帯に対する基本税額の一定率を減額する方法がより望ましいと考える。減額比率は、25%とすべきと考える。いかなる世帯にあっても、減額の対象となる人員数は、最大2名である。

### 人頭割り減額の対象者

2. 9 コミュニティー・チャージ制度の下でも、全ての成人が納税義務を負っていた訳ではない。パーソナル・コミュニティー・チャージを免除されている者は、付属資料Aに示すとおりである。

2. 10 政府は、パーソナル・コミュニティー・チャージを免除されていた者は、新カウンスル税においても、同様に取り扱われるべきと考えている。もしこれらの者が、ある世帯の第1番目又は第2番目の成人である場合は、これらの者は人頭割り減額の対象となる。もしある世帯にカウンスル税の対象となる成人がいない場合は、当該世帯は2人分の人頭割り減額を受けることとなる。この場合、税の減免の対象にもなる。

### 学生

2. 11 政府は、ある世帯の第一番目ないし第二番目の成人が学生の場合は、当該学生について完全に人頭割り減額が受けられるよう提案する。看護学生、見習い工、若年技能訓練生も同様に取扱われるべきと考える。学生以外には成人のいない世帯は、2人分の人頭割り減額が受けられる。

### カウンスル税に係る基本税額の決定

#### 評価の基礎

2. 12 当初政府は、カウンスル税に係る居住資産の評価のため、次の三つの方式を考えた。

- I 貸賃価格 (rental values) ……これはレイト制度の基礎である。課税価格は、家具なし家屋の自由市場における推定年間賃料を基礎とする。
- II 資産価格 (capital values) ……イングランドとウェールズでは、極めて低額の賃貸価格の土地の上に建築され、自由保有権 (freehold) あるいは長期の借家権 (lease) のある家屋で、かつ、現在使用されていないものの自由市場における売買価格を基礎として課税価格が定められる。また、スコットランドでは、現在使用されていない家屋の自由市場における売買価格を基礎とする。
- III 再建築価格 (rebuilding costs) ……この制度の下では、建築価格について考慮するが、土地代については考慮しない。

2. 13 以上の方には、共通点がある。いずれの方式も、ある特定の日現在での、自由市場における価格と関連してその家屋の評価が決定される。家屋は、現在使用されていないことを前提にしている。また、家屋は、きちんと修繕された状態にあることを前提にしている。

## 賃貸価格

2. 14 賃貸価格は、レイト税制度の下でよく知られた概念である。これにはいくつかの利点がある。賃貸価格は比較的安定しており、住宅市場の短期間な相場変動の影響をあまり受けない。また、直接的な資産価格の方式と比較し、税額が小さめに出る傾向にある。なぜなら、賃貸価格は、居住者が住む目的で支払う家賃の額を反映するだけであるが、資産価値は投資価値も反映するからである。

2. 15 しかし、賃貸価格には欠点もある。一番の問題は、新カウンスル税の課税の基礎として利用するには、市場における最も高い賃貸価格と最も低い賃貸価格の格差が開き過ぎる事である。また、民間賃貸家屋の全家屋に占める比率が低すぎる（わずか2ないし3%）という実際的な問題もある。そのため、様々なタイプの家屋について、市場価格を反映した賃貸価格を設定することが困難となっている。さらに、賃貸価格制度は、自己家屋の所有者や公営住宅、住宅組合家屋の賃借人の理解を得ることが困難である。そのため、本制度を導入する場合には、当初多くの審理請求が出る可能性がある。

2. 16 レイト税制の下での住宅の賃貸価格の評価は、イングランドとウェールズでは1973年に、スコットランドでは1985年に実施された。これらの賃貸価格を基礎にして新税制を実施することは可能である。他の評価方法と比較し、これが最も手早い方法である。しかし、そうした場合には、イングランドとウェールズでは、ほとんど20年前の市況を反映した評価額を利用することとなる。また、上記の1973年の評価額は、重大な歪みを含んでいる。たとえば、当時は古い家屋と比較し、フラットや新しい家屋をより高く評価する傾向があった。したがって、1973年の評価に基礎を置くと、地方団体の課税の基礎を歪ませ、地方税の納税者間に不公平を生ずることとなる。このような問題を避けるためには、新しい市況を反映した、新しい評価方法を導入することが必要である。

## 資産評価

2. 17 資産評価方式は、賃貸価格に代わって提案されたものである。この方式には、いくつかの利点がある。まず、資産評価にあたっての市場の実例が多い。資産評価方式は納税者の理解が得やすく、賃貸価格方式に戻ることと比較してより公正であると認められよう。また、イングランドとウェールズでは、個人住宅に住んでいる者のうち家屋の自己所有者の割合が65%であり、スコットランドでも50%を越えていることから、住宅市場における現況を反映しやすい。

2. 18 しかし、資産評価方式にも短所がある。最も高い住宅価格と最も低い住宅価格では格差が大きすぎて、地方税の基礎として用いるための正当な理由付けが難しい。資産価格を直接課税標準として用いるとすると、地域間の格差も大きくなりすぎる。地域間の資産の格差は、地域間の所得格差よりも大きい。さらに、資産評価方式では、賃貸住宅の居住者の理解を得にくい。

#### 再建築価格

2. 19 再建築価格方式は、資産評価方式に代わる手段として提案された。基本的にはこの方式も建築価格を用いるものであるが、土地の価格は考慮しない。再建築価格の地域による違いは、前二者ほど大きくはないし、アメニティーの差は考慮されない。この方式では、フロアースペースや資産の古さが価格と密接な関連を持つ。古い建築物と同じものを再建築する場合は経費がかさむので、より古い建築物についてはより高い評価が与えられる。

2. 20 再建築価格方式においても、評価尺度を決定することはできるし、それによって評価手続きは簡素化されよう。再建築価格方式は前二方式で問題とされた地域間のアンバランスをなくしてしまう。しかし、再建築価格方式は、評価方式が最も複雑だという点で問題である。

2. 21 賃貸価格や資産価格を、直接地方税の基礎として用いるのは問題が多い。一番問題なのは、カウンスル税の基礎とするには、同一地域内、あるいは地域間のアンバランスが大きすぎる事である。また、いずれの方法でも、各住居を正確に評価することはもともと困難である。税の評価は、厳密な科学ではない。二人の課税評価員がおれば、同じ資産について、細かい点では違った評価をする。その結果、再審査や議論のための多くの理由を与えることになる。

#### もう一つの基準

2. 22 政府は、以上のような問題は、価格区分方式 (a banded system) の採用という新しいアプローチによって解決できると考える。各資産は、価格区分のいずれかにあてはめられる。同じ地方団体に所在し、同じ価格区分に属する資産については、同額のカウンスル税が課税される。したがって、全ての家屋について詳細な評価を行う必要はない。

2. 23 價格区分方式は、いくつかの点で、重要な利点を持つ。第一に、少數の資産に過度の税負担を課すことのないように構成することができる。資産価値が地域によって違うため、地域によって税額が不当なものになる事態を避けることもできる。価格区分方式は、新税の導入に伴う税管理事務を減らし、より効率的に実施することを保障する。また、論争や審理請求の可能性も減少させる。

2. 24 それゆえ、政府は、新カウンスル税に価格区分制度を導入することを提案する。その詳細は、以下に述べるとおりである。

#### 各価格区分への資産の割り振り

2. 25 政府は、イングランド、スコットランド及びウェールズにおいて、全ての資産をいくつかの価格区分に振り分ける制度を提案する。A 価格区分に振り分けられる資産は、平均的資産の 50 % の価格までのものである。B 価格区分に振り分けられる資産は、平均的資産の 50 % から 60 % の価格までのものである。一番上の価格区分に振り分けられる資産は、平均的資産の 200 % 以上の価格のものである。平均的資産及びそれぞれの価格区分の設定は、イングランド、スコットランドあるいはウェールズで、別々に行われる。

#### 各価格区分ごとの税額

2. 26 価格区分方式においては、基本となる価格区分とその他の価格区分の税の比率を定めなければならない。政府は、最高の価格区分に振り分けられる家屋に住む夫婦は、平均価格区分の夫婦より 3 分の 2 余分に税を支払うことを提案する。最低の価格区分の家屋に住む夫婦は、平均価格区分の夫婦の 3 分の 2 の税を支払うことを提案する。その結果、最高の価格区分に属する家屋に住む夫婦は、同一の地方団体の最低の価格区分の夫婦より 2.5 倍の税を支払うこととなる。以上の価格区分の中間にある家屋に係る税は、これらの中間の比率となる。

2. 27 次表は、政府が望ましいと考える価格区分の表である。同表では、7つの価格区分が設定されている。

価格区分（全国平均額に対する比率で示されている。）とそれに対応する課税の比率

価格区分	価格の範囲	税額の割合
A	平均的資産の価格の 50 %まで	0. 68
B	50 - 65 %まで	0. 78
C	65 - 85 %まで	0. 89
D	85 - 110 %まで	1. 00
E	110 - 150 %まで	1. 22
F	150 - 200 %まで	1. 44
G	200 %以上	1. 67

#### 身体障害者

2. 28 古いレイットシステムの下では、身体障害者がその必要のために家屋を改築した場合、税が増加することを避けるため、特別の税の減免制度が設けられていた。新制度の下では、家屋の各価格区分への振り分けにあたっては、そのような考慮はしない。

#### 資産の最初の振り分け

2. 29 最初は、資産を適当な価格区分に振り分けるのがかなりの作業になろう。しかし、この作業は素早く、かつ、振り分けは公正に行われていると各世帯が思うようにしなければならない。そのための準備は、一貫した基準で全国的に行われるものでなければならない。内国税の課税評価事務所 (The Valuation Office of the Inland Revenue) は経験もあり、振り分け作業を公正に行うのに必要な独立性も保持している。彼等が、この作業を監督することとなろう。新制度を速やかに実施することの重要性に鑑み、民間部門の専門家もこの作業に加わることとなろう。

## 再評価

2. 30 價格区分制度の下では、定期的なあるいは頻繁な資産の再評価は必要としない。新たな資産は、特定日現在で他の資産と比較したり、同様の資産について振り分けをおこなった課税評価官の経験に基づき、適当な価格区分に振り分けられる。同税の価格区分にはかなりの幅があるので、資産の改良によって価格区分を変える必要は無いものと考えるが、あるとすれば、改良に伴い、所有者が変わったときである。なお、資産価値について、無視できない異なる動きがあるような地域については、国に包括的再評価を行う権限を保留する必要があろう。

## 地方団体の支出と関連して税はどういうふうに変わるか

2. 31 地方団体は、国の一定の制約を除くと、その予算を自由に決めることができる。ある地方団体では、行政サービスを効率的に行い、カウンスル税をより低い水準に設定することを望むであろう。他の地方団体では、支出水準をより高く設定しようとするであろう。政府が狙いとするのは、地方団体の支出水準がカウンスル税に影響し、それによって納税者が効率の良い行政の恩恵を受けるか、あるいは、過度の支出のため余分のコストを負担するようになることである。このようにして、地方団体の支出とカウンスル税の水準が密接に関連し、地方団体の行政責任が明確になる。

2. 32 政府は、支出水準の違いがカウンスル税の納税者に公平に影響することとなるよう提案する。地方団体の各世帯は、当該地方団体の支出水準によって、税が増減することとなろう。

## 地方団体の構造が二層の地域について

2. 33 政府は、イングランドとスコットランドの地方団体が一層に統一されることを希望する。ウェールズ省大臣は、ウェールズの地方団体について協議中である。これらの変更が行われるまでは、現在の、ロンドンや大都市圏では一層の、その他の地域では二層という自治構造の下で、カウンスル税が実施される。二層制の自治団体では、各層ごとにカウンスル税の要素を設定し、納税通知書にもその旨が明記されていなければならない。したがって、各価格区分ごとの課税額は、それぞれの層に分離しなければならない。

### 年度間の調整

2. 34 地方団体が標準的水準の支出をするために必要とする税収を、年度間でどのように調整していくかを考える必要もある。政府は、地方団体が標準的水準の支出のため必要とする税収額は、それぞれの年度ごとに設定されるべきと考える。その方法は、前年度の税収額から一定割合だけ伸ばすといった簡単な方法が望ましいと考える。その際、

2. 27 の表に掲げた各価格区分間の比率を変更することは、特段の事情がない限り、考えていない。以上のような取扱いは、スコットランド及びウェールズでも同様とする。

なお、スコットランド省大臣は、交付金関連支出額 (grant aided expenditure) を基礎とする標準支出制度 (standard levels of spending) をスコットランドにも導入することを検討中である。

### 複合施設

2. 35 資産の中には、営業と居住という複数の目的を持った施設もある。現在、このような資産については、営業用の部分については非居住用レイトが課税され、当該資産に住んでいる人々についてはコミュニティー・チャージが課税されている。政府は、新カウンスル税についても同様の取扱いが行われるべきと考える。そのような資産のうちの居住用部分は、前述の価格区分のいずれかに振り分けられる。当該部分に係るカウンスル税の税額は、当該価格区分の対応税額とそこに居住する成人数によって決定される。当該資産の営業用の部分については、ビジネス・レイトが課税される。

### 責任の明確化

2. 36 古いレイト制度の特徴の一つは、納税義務者が明確で、そのため徵税が容易だったことである。政府は、新税についても同じような特徴を取り入れようとして、そのため納税通知書は1世帯に1通のみ送付することとした。当該納税通知額を当該資産に居住する者の間でどのように分担するかは、その世帯の問題である。レイト制度の下では、このようになっており、新税についてもほとんどの世帯でこれが一番適当な方法と考える。

2. 37 しかし、ユースホステルや学生寮の様に大勢の人間が住んでいたり、あるいは複数の人間が所有権や賃借権を持っている資産については、上記の取扱いは適当でない。そのようなケースにあっては、これに代わる三つの取扱いが考えられる。

I 課税団体が当該資産に居住する成人数分の納税通知書を作成する。この場合は、これらの成人がそれぞれ納税義務者となる。

II 当該資産の賃貸人または所有者を納税義務者とする。そして、当該人をして、賃借料と共に税金を取り立てさせる。

III このような資産はカウンスル税の課税対象からはずす。そして、このような資産の多くは営業用のものだということを考慮して、非居住用レイトの課税対象とする。

2. 3 8 政府は、第3番目の方法が最も好ましいと考える。しかし、それが適当でない場合は、第2番目の方法でも良い。

#### 納税義務の発生・消滅の時期

2. 3 9 世帯の成人数は一年のうちには変わることもある。そのような場合、カウンスル税額をただちに変更するか、一週間、一月、あるいは一年間は変えないかを決める必要がある。政府は、居住者が死亡した場合を除き、一年間は変更しない方法が良いと考える。

#### 主たる住居以外の住居

2. 4 0 政府は、占有のいかんにかかわらず、全ての資産に地方税が課税されるべきと考える。このことは、セカンドハウスや時々賃貸される家屋についても同様である。このような家屋でも、市民保護、高速道路、ごみ収集、都市計画その他の地方団体のサービスを必要とする。したがって、全ての家屋が課税の対象となる必要がある。

2. 4 1 しかし、当該家屋が主たる居住地でない場合、政府は、当該家屋に係る税は、基本税額から最大2人分の人頭割り減額をした後の額とするべきと考える。

2. 4 2 現行のコミュニティー・チャージ制度の下では、ある種の非占有家屋（たとえば、使用に耐えない家屋、その所有者が入院中あるいは学生である家屋）は、スタンダード・コミュニティー・チャージを減免される（これらに該当する家屋は付属資料Bに掲げられている）。すなわち、乗数が0の場合は課税免除であり、それ以外の場合は基本税額から最高二人分の人頭割り減額が認められる。

### 第3章 低所得者

3. 1 政府は、低所得者が過大な税負担を負わないように配慮する。

#### 税の減免 (rebate)

3. 2 レイト制度の下で認められていた税の減免制度は、新税の下でも可能な限り導入される。また、家賃助成制度 (housing benefit)に関する規定と同様の規定がそのまま残される。したがって、1988年の社会福祉手当制度の改革によって達成されたのと同様の制度が保持される。

#### 税の減免額の最高限度

3. 3 コミュニティー・チャージ制度の下では、税の減免は、最高でも税額の80%であり、残りの20%についての負担義務が残った。政府は、所得補助を受けている者については、税を免除するよう提案する。新税については、最低納税額制度を設けない。

3. 4 その他の減免制度と同様に、所得補助受給者を上回る所得のある者については、スライド制 (sliding scale)でカウンスル税を負担すべきと考えている。

#### その他の税の減免に係る問題

3. 5 政府はまた、税の減免にあたっては、現行のルールに従い、所得と密接に関連していることが望ましいと考える。その場合、2人世帯の取扱い、報酬、賞与 (premium)、その他の所得および貯蓄の取扱いについても、おむね同様の取扱いとすべきと考える。

#### 低所得者に対する個人減額

3. 6 所得の低い非扶養者が二番目の成人として住んでおり、かつ、第一番目の成人が税の減免の対象とならないケースが考えられる。そのような場合には、このような所得助成対象者以下の所得の者に対しては、個人減額が認められなければならない。また、所得助成対象者よりわずかに所得の上回る者については、相応の取扱いが必要である。

#### 所得助成 (income support)

3. 7 1988年及び1989年には、政府は、誰もが地方税の最低20%は負担するという仕組みの救済のため、所得関連の助成水準を調整した。これらは、1990年及び1991年4月に改善された。

3. 8 新カウンスル税に対する減免率の最高は100%であるので、所得助成の対象者は当該税を負担する必要はない。したがって、政府は、新税の導入に伴い、適当な時期に、所得給付についての調整について考慮する必要がある。

#### 第4章 ビジネス・レイト

4. 1 政府は、1990年4月1日からイングランドとウェールズに導入されたビジネス・レイトは、そのまま存続させる予定である。レイト算定指数（rate poundage）は、引き続き非居住用レイト課税の基礎となる。ビジネス・レイトからの税収は、国でプールされ、一律の基準で全地方団体に配分される。

4. 2 スコットランドに係るレイト算定指数や評価水準がイングランドのそれと調和するための配慮が今後なされる。スコットランドでは、レイト収入はプールされていないが、スコットランド省大臣は、同地域についてもイングランドにおけると同様の取扱いが必要と考えている。

## 第5章 その他の地方財源

5. 1 新カウンスル税は、地方団体にとって、地方で決定し、地方で徴収する最も重要な財源となろう。地方財源としては、使用料・手数料等その他の財源もある。しかし、地方団体が、当該地域の特別な事情によって生ずる支出を賄うために、新たな使用料・手数料や、新しい、重要性の少ない地方税を導入することを提案する。たとえば、旅行者が、訪問先の地方団体に与える余分の支出に対して、一定の負担をすることが一つの例として考えられる。

5. 2 政府は、この分野について、具体的な提案はしない。しかし、特別の措置を講じない場合にはカウンスル税収入で負担しなければならないような特別の支出に対応するため、重要性の少ない地方税の導入について提案する用意がある。

## 第6章 新国庫補助制度

6. 1 政府は、新カウンスル税を導入するにあたって、現行の国庫補助制度は、できる限り変更しないようにすべきと考えている。現在、国庫補助金は、地方団体が標準的なコミュニティー・チャージを課税すれば、標準的支出が可能となるように補助されるものである。新カウンスル税の下でも、国庫補助金は、人頭割り減額を考慮の上、環境大臣が定める標準的なカウンスル税率（額）で課税した場合には、標準的支出が可能となるように、地方団体に補助されるものである。この方法によって、地域による行政需要の差や財源の差が埋められる。イングランド、スコットランドあるいはウェールズのいずれの地域に住んでいても、もし当該地域の地方団体が標準レベルの支出をしているのであれば、同じ価格区分の家屋については（税の减免がされる以前の2人世帯については）、同じ税額が課税されることとなる。

### 行政需要の差の算定

6. 2 現行制度の下では、行政需要の違いは、環境大臣が算定する標準支出額（Standard Spending Assessment）の中で配慮されている。なお、標準支出額とは、経常支出に関して、地方団体が支出すべき望ましい水準のことである。標準支出額は、広範囲な調査に基づき、可能な限り公平な評価によって決定されている。政府は、1991年国勢調査の結果ができるだけ早く利用する予定であるが、その場合にも、大きな変更はしないようにするつもりである。

### 国庫補助金の支払い

6. 3 [イングランドにおける現行の地方制度の下では、二層制の地域にあっては、わが国の市町村に相当するディストリクトが全ての地方税の徴税責任を負っている。そのため、] 実際の支出は県が行っている場合にも、税額及び行政サービスについての納税者からの批判は、徴税団体であるディストリクトに対してなされる。このような税の徴収制度の下では、地方団体の責任体制が不明確とならざるを得ない。そこで、政府は、カウンスル税の納税通知書の中で、県分とディストリクト分を明確にすることで、責任体制の明確化を図ろうと考えている。そのため、ディストリクトの特別基金で一括して受けとっていた国からの国庫補助金及びビジネス・レイトを、県とディストリクトに分けて支払う事とする。こうする事によって、各地方団体は、サービスに見合った徴税額を独自に決定することができる。これらの税額は、カウンスル税の中で別々に示されることとなる。このような取扱いは、ウェールズにおいて成功している。

## スコットランド

6. 4 スコットランドでは、国庫補助金は、交付金関連支出額(Grant Aided Expenditure)を基礎にして配分される。この方式は、イングランドとウェールズで実施されている、環境大臣が定めた標準税額で地方団体が課税した場合には、標準支出が可能となる方式に改める必要がある。

## 第7章 地方団体の支出と課税の制限

7. 1 新カウンスル税制度の下では、地方団体のサービスと税負担の間に明確で直接的な関係がある。これによって、カウンスル税の納税義務者は地方団体が過度の支出することを抑制し、また、税負担に見合ったサービスを求める事ができる。

7. 2 しかし、どのような税においても、地方団体の過度の支出の結果、税額が非常に高くなるようなことを容認するわけにはいかない。政府は、行政水準を確保すると共に、過度の税負担から納税義務者を守る責任がある。したがって、新税制度の下でも、地方団体の支出と課税に対して、抑制措置が講じられねばならない。

7. 3 実際にも、選挙民に対する地方団体の責任の明確化のみでは（特に、財政制度の変革期や議員選挙のない時期には）、支出についての十分な抑制措置とならない。1990年度には、地方団体の支出がかなり増加した。そのために、政府はキャッシングを行はざるを得なかった。1991年度には、キャッシングの行使が有効であった。

### 新カウンスル税への移行期

7. 4 キャッシングの行使は、新制度への移行期に特に必要である。なぜなら、この時期には、地方財政制度の改正や新税の段階的導入によって、地方団体の責任が不明確となるからである。キャッシングによって、コミュニティー・チャージの導入の際に生じたような地方団体の支出の増大を防ぐ事ができる。今年度の予算によって、コミュニティー・チャージの大幅な引き下げが可能になったが、政府は、この措置が納税者に徹底されることを望む。政府は、当該措置によって、地方団体が余分の支出をすることを決して認めない。

### 新カウンスル税の下でのキャッシング

7. 5 また、新カウンスル税の下でも、地方団体の支出や課税に抑制措置が講ぜられる必要がある。政府は、新税の下でも、強く効果的なキャッシングが講ぜられるようにするつもりである。

### スコットランド

7. 6 キャッシングに関してスコットランド省大臣が持つ権限は、イングランドとウエルズの場合と比較し、かなり弱いものである。そこで、同大臣は、イングランド等の場合と同等の権限が持てるように必要な改正をする予定である。

## 第8章 新制度の導入

8. 1 新カウンスル税、関連する国庫補助金および税の減免措置によって、地方団体の経費が納税者の間で公平に分担されるであろう。しかし、新制度の導入によって、ある世帯にとって税額がかなり変わることは避けられない。そこで、政府は、新制度への段階的移行を考えている。

8. 2 新カウンスル税においては、各世帯に1通の納税通知書が送付される。そこで、全ての調整は、世帯レベルで行われる必要がある。この狙いとするところは、新制度の導入に伴って、前年度と比較して納税額が激増するのを避けることがある。政府は、この目的のために、地方団体に対し個々の世帯に必要な救済措置を講ずるよう求める権限を保持する。この救済のための経費は、地方団体に対する現行の国庫補助金のなかで対応する。

## 第9章 スコットランドとウェールズ

9. 1 本協議書に述べられた提案は、全グレートブリテンに適用しようとするものである。しかしながら、コミュニティー・チャージの場合と同様に、イングランド、スコットランドあるいはウェールズにおいて、各地域の実情を考慮し、多少異なる取扱いも必要ではないかと考える。これについての意見を歓迎する。

### スコットランドにおける家庭用水道及び下水に係る使用料

9. 2 スコットランドにおける家庭用水道及び下水に係る経費は、コミュニティー・チャージによって負担されている。スコットランド省大臣は、新カウンスル税の導入に伴い、この件については別途、スコットランドにおいて協議する予定である。

## 第10章 実施時期

10.1 政府は、新税及び関連する財政措置は、1993年度に導入するのが最も良いと考える。ただし、これは1992年夏までに、議会が必要な法案を承認することが前提となる。政府は、この時期について、地方団体その他の関係団体の意見を歓迎する。

## 第11章 終りに

11.1 全体について、あるいは特定の部分についての意見を歓迎する。

### 協議書に対する意見の提出先

11.2 協議書に対する意見は、下記に送付されたい。

- イングランドにおいては

Department of Environment  
Local Government Review Team  
Room N7/20  
2 Marsham Street  
London SW1P 3EB

- スコットランドにおいては

Scottish Office  
Local Government Finance 1  
Room 6/107  
New St. Andrews House  
Edinburgh EH1 3SZ

- ウエールズにおいては

Welsh Office  
Finance Local Government  
Room 2/113  
Cathays Park  
Cardiff CF1 3NQ

協議に対する意見は、1991年6月14日までに到着すること。また、意見書は二部添付されなければならない。

11.3 意見書を入れた封書の表には、“LOCAL GOVERNMENT CONSULTATION - FINANCE”と明記すること。

### 意見の公表

11.4 政府は、これらの意見書を印刷し、あるいは国会図書館か関係各省にて閲覧に供する予定である。自己の意見の公表を望まない者は、その旨を明記すること。いずれにせよ、全ての意見は、これら意見に関する統計数値のなかには含まれることとなる。

## 付属資料A パーソナル・コミュニティー・チャージの免除

以下の数値は、イングランドに関するものである。

外国の駐英軍隊、国際機関、防衛機関のメンバーとその扶養家族。並びに外交官。	40,000
重度精神障害者	97,000
18才で児童手当てを受けている者。18才、19才のフルタイムの学生。	179,000
学期中はスコットランドあるいは北アイルランドに住むフルタイムの学生。	2,500
宗教界のメンバー	11,000
NHSあるいはその他の特定の病院に入院中の患者	42,000
在宅し、ケアホーム、ナーシングホーム、私立病院又は治療施設のあるホステルで治療を受けている者	321,000
低給与の在宅ケアワーカー	1,500
いくつかの王室財産の居住者	4,000
コレクティブ・コミュニティー・チャージの対象となっている建物の住人	20,000
拘留中の者	45,000
住所不定の者	數値不明
計	763,000

スコットランド及びウェールズにも同様の課税免除の制度があり、それぞれ5万人の人  
がその対象となっていた。

## 付属資料B 居住者のいない家屋のうち、スタンダード・コミュニティー・チャージの2倍の税率を適用されないもの

この付属資料では、イングランドとウェールズにおけるスタンダード・コミュニティー・チャージのいくつかの区分について説明する。ここでは、条文解説はしない。分類についての完全な説明は、1990年修正コミュニティー・チャージ法（管理と執行）を参照されたい。スコットランドについても同様の取扱いがされている。

### 乗数0のもの

- A 居住が可能となるように修理中の家屋。工事終了後6カ月未満のものを含む。
- B 改築工事中の家屋。改築工事終了後6カ月未満のものを含む。
- C 6カ月未満の期間未使用で、かつ、家具なしの家屋
- D 所有者が拘留中のため、あるいはホームや病院に入院中のためパーソナル・コミュニティー・チャージの課税されていない家屋で、当該課税免除となるまではその者の主たる居住家屋であったもの。
- E 死亡した者の家屋で、遺言にかかる検認書の交付後6カ月未満のもの。
- F 違法占拠の家屋等
- G 教区牧師の家屋等
- H パーソナルケアを受けるため、居住者が他に移って空き家となった家屋
- I 他の人のパーソナルケアをするため、居住者が他に移って空き家となった家屋
- J フルタイムの学生が所有する家屋
- K 抵当権者の所有に帰した家屋
- L 一つの資産の中にあって、必要なものは全て備えた居住区（たとえば、おばあさんの離れ）

乗数1／2のもの

M ケースワーカーが施設に居住する等、所有者が仕事に関係する住居に住むため空き家となっている家屋

N 農業者のみに利用されている空き家

乗数1のもの

O キャラバン（1991年のキャラバン法の導入に伴い、この区分は無くなった）

P 地方団体の規制のため年間を通じて居住できない家屋

Q 営業用資産の中にある居住資産で、分離して貸すことのできないもの

R 営業用資産の中にある居住資産で、契約によって住居として使用することのできないもの

## 「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ド ル	発刊日
第33号	「地方団体のための新税」協議書	1991/ 8/ 9
第32号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度—その制度と日米比較—	1991/ 7/ 5
第31号	英国の1991年統一地方選挙	1991/ 6/14
第30号	ウェディコム委員会報告と1989年地方自治住宅法	1991/ 5/24
第29号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/ 4/27
第28号	英国の公共支出計画と地方団体—1991年度予算案の概要—	1991/ 4/27
第27号	フランスの地方財政	1991/ 3/15
第26号	イギリスにおける少数民族対策	1991/ 3/11
第25号	米国連邦政府1992会計年度予算案について	1991/ 3/ 5
第24号	ロンドンの公園とオープン・スペース	1991/ 2/28
第23号	ニューヨーク州財政及び91年度予算の概要	1991/ 2/ 8
第22号	イギリス中央政府の機構—地方団体に対する関与機構—	1991/ 1/18
第21号	ニューヨーク州の地方自治制度	1991/ 1/ 7
第20号	英国地方税財政の改革について	1990/12/20
第19号	1990年 米国中間選挙の概要	1990/11/30
第18号	米国の救急業務体制（EMS）	1990/10/ 5